

長崎県宿泊施設安全・安心・快適化促進事業費補助金実施要綱（本文） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する「旅館営業」、「ホテル営業」及び「簡易宿所営業」の許可を受けている施設とする。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和2年度の補正予算に係る補助事業から適用する。</p> <p>2 この要綱は、令和2年9月29日から適用する</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する「旅館営業」及び「ホテル営業」の許可を受けている施設とする。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和2年度の補正予算に係る補助事業から適用する。</p>